

東京情報大学特待生細則

(主旨)

第1条 東京情報大学総合情報学部の学部生で、人物・学業成績ともに優秀な者は、選考により特待生とする。

(授業料の減免)

第2条 特待生に対しては、学校法人東京農業大学授業料等減免規程第3条に基づき、授業料の減免を行う。

2 前項の減免は、当該年度納付金のうち授業料の半額とする。

(選考)

第3条 特待生の選考は、1年次生については入学試験の成績等を総合的に判定し、2年次生以上については修得単位等学業成績及び人物を総合的に判定して行う。

(採用数)

第4条 特待生の採用数は、各学年ごとに入学定員の3%以内とする。ただし、1年次生については入学定員の10%以内とする。

(期間)

第5条 特待生の期間は、当該年度1カ年とする。ただし、継続することを妨げない。

(判定)

第6条 特待生の判定は、当該学科長の推薦に基づき、第10条に定める特待生委員会において行う。ただし、1年次生の判定については、入試選考委員会で行う。

2 特待生の決定は、入試選考委員会又は特待生委員会の判定結果に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

3 特待生への授業料減免は、学長からの報告に基づいて、理事長がこれを行う。

4 特待生には、採用決定後速やかに採用通知を交付する。

(欠員の補充)

第7条 入学試験合格者で特待生に採用されたものが、入学を辞退しても欠員の補充は行わない。

(届出)

第8条 特待生が次に掲げる各号に該当するときは、速やかに学生部長に届け出なければならない。

(1) 休学

(2) 退学

(3) 本人の戸籍、住所等身分上の重要事項の変更

(取消)

第9条 特待生が次の各号のいずれかに該当するときは、特待生を取り消す。その場合は、取消後1カ月以内に納入免除分の授業料を納入しなければならない。

(1) 学則に定める懲戒処分を受けたとき。

(2) 勉学態度の悪化等により特待生として不相当と学科長が認め、特待生委員会の議を経て、これを学長が決定したとき。

(3) 正当な理由がなく、第8条に定める届け出を怠ったとき。

(特待生委員会)

第10条 特待生委員会は、学部長、学科長、学生部長、事務局長及び学生課長で構成する。

(検討)

第11条 この細則の定めについては、必要あると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(事務)

第12条 特待生に関する事務は、学生課が行う。

附 則

この細則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度1年生の採用に限り、従前の細則を適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、施行の日から起算して3年間（平成26年3月31日まで）効力を有する。